

1 議 事 日 程

〔平成29年太宰府市議会 総務文教常任委員会〕

平成29年2月28日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第7号 水城館の指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第8号 太宰府市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第9号 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第10号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第11号 太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第12号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第13号 太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第14号 太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第29号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第10 意見書第1号 通級指導教室における教員の増員を求める意見書

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	門 田 直 樹 議員	副委員長	長谷川 公 成 議員
委員	神 武 綾 議員	委員	徳 永 洋 介 議員
〃	有 吉 重 幸 議員	〃	森 田 正 嗣 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

総務部長	石 田 宏 二	教育部長	緒 方 扶 美
市民福祉部長	濱 本 泰 裕	教育部理事	江 口 尋 信
総務部理事 兼公共施設整備課長	原 口 信 行	議会事務局長	阿 部 宏 亮
総務課長 併選挙管理委員会書記長	田 中 縁	文書情報課長	百 田 繁 俊
経営企画課長	山 浦 剛 志	管財課長	寺 崎 嘉 典
防災安全課長	齋 藤 実 貴 男	税務課長	吉 開 恭 一
納税課長	千 倉 憲 司	社会教育課長	中 山 和 彦
学校教育課長	森 木 清 二	文化財課長	城 戸 康 利

文化学習課長併
中央公民館担当課長併
市民図書館担当課長

木村 幸代志

会計管理者
兼会計課長

小島 俊治

監査委員事務局長

渡辺 美知子

議事課長

花田 善祐

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書記 力丸 克弥

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより総務文教常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しておるとおりです。

直ちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第7号 水城館の指定管理者の指定について

○委員長（門田直樹委員） 日程第1、議案第7号「水城館の指定管理者の指定について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） おはようございます。

議案第7号「水城館の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

水城館は、ご存じのとおり水城跡の東門の東側に設置したもので、大宰府展示館——覆屋でございますが——の分館の便益施設ということで条例を位置づけております。

1階建てなんですけれども、延べ床面積が95㎡、中身としては、トイレ、休憩所、それから解説のスペースということになっております。管理人が常駐するということで考えておるところでございます。

次に、これの指定管理者に指定したいとする公益財団法人古都大宰府保存協会は、昭和49年に設置され、太宰府地方における歴史的風土及び文化財の保存及び活用を図るという目的で設置をされております。それで、昭和54年から、今申しました展示館の管理、運営を行って、指定管理者制度になってからは指定管理者としてやっていただいております。このような財団の趣旨からしますと、このたびの水城館の設置、この中では歴史資料の展示それから文化財の保護及び愛護思想の普及等をやっていくという館の目的に一番かなっておるということで、指定管理者として公益財団法人古都大宰府保存協会を指定するというものでございます。

説明は以上です。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 済みません、水城館が始まって、具体的にどういう形で活用されるのか、休憩所であったりとか、そこに何か説明される方がいらっしゃるとか、そういう方向性を教えていただけたらと。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） 今ほど申しましたように、基本は便益施設ということですので、来られる方の利便のためということでございまして、基本は、ですからトイレそれから雨が降ったりなんかしたときの休憩、それからちょっとお弁当を食べようかというようなことを中心に考えとって、館の中に自販機なども今後設置をしていく、飲み物の自動販売機とかも必要ではないかというのは考えております。

それから、解説のスペースは、展示というには非常に狭いんですが、水城についての全体の説明、それから東門周辺の解説ができるような展示物、パネルですとかそういう模型も今考えとんですけれども、そういうものが設置されて、解説をする方は、まだこれからのお話なんですけれども、解説せれる方を置いていただいて、来訪者に現地でわからない説明をしてもらうようなことを考えています。

○委員長（門田直樹委員） 徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） まだ決まってないけれども、お一方というか常駐、常に誰かいらっしゃるような形ですか。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） はい、そのように考えています。

○委員長（門田直樹委員） 徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） あと、来られる方の車の駐車台数というか、そういう部分は何台ぐらいですか、今現状では。あそこは何台かだけですよ。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） 駐車スペースは、今第2広場とってダイハツの水城の博多側のところに第2広場という、これは広場と言っていますが、実質駐車場なんです、ここが1カ所。ここで普通の乗用車でしたら何台ぐらいいけますか、済みません、広場なんで車の枠線を引くことができないんで、大体ですけれども、詰めれば結構いけます、二、三十台。それから、今この便益施設水城館のすぐ横で官道三角地帯、112号と旧道の間三角のところを整備してあるんですが、それでまだ整備し終えないところが広場として使えると考えておって、ここも三、四十台入れるような形になる予定でございまして。

○委員長（門田直樹委員） 徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 済みません、あと建物なんですけれども、市民の方から、何だあれはと言われて説明ができないんで、建物をああいうふうな形にされた理由があると思うんですけれども、教えていただけたら。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） もともとは北側、博多側からごらんいただきますと泥山になっているんですが、これは水城がもともと博多側から来ますと左手に大野城があるんですが、大野城という山城と水城というのは密接につながっておりまして、要するに太宰府の防衛施設ということで、山からずっと尾根がおりてきて、今団地で大分削られておりますけれども、旧道のとこ

ろまで山がずっとおりてきておったんです。山がおりたところに官道と東門がある、東門から御笠川のほうに向かって水城の土手がつくられておったというのがもともとの形なんです、今水城館をつくっておるところは、近世、大体江戸以降に削られて宅地化しておったんです、おうちが建っておって山がきれいに削られておった。そこの真ん丸もとの地形のはわかりませんが、地形を復元して、大野城と水城のつながり、それから博多側から来ていただきますと、112号を通るときに、ああ、ここがその入り口だと、狭くなりますから、右側が土手で左側は山がこう来ていますので、ああ、北の方には申しわけないですが、ここが太宰府の入り口だと、ここに東門があったということをお知らせしたいということで、東側はそういう土の構造物というか地形を復元する、ただ地形を復元するだけでは、中は土ばかりですので非常にもったいないということで、雨宿りする場所も水城はないぞと言われておりましたんで、その泥山の中に便益施設をおさめたと、こういうことでございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

○委員（徳永洋介委員） はい。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

有吉委員。

○委員（有吉重幸委員） 管理人が常駐されるということでございますけれども、この方々は、例えば水城館の中だけで説明するのではなくて、例えば外に行つてガイド説明みたいなこともあるのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） そのようなことを考えております。

○委員長（門田直樹委員） 有吉委員。

○委員（有吉重幸委員） ということは、例えばどこか観光客の方や団体の方がお見えになるとかということもあると思うんですけれども、そういった形的时候には予約とかが必要でしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） 指定管理というところで説明しましたが、大宰府展示館を指定管理しておる保存協会を考えておるんですが、展示館と同じように、そのときに来られても対応できる人は1人はいる。ただ、団体で来られたりあらかじめ予定がわかってある方については、古都大宰府保存協会に連絡して、いついつ来ますからよろしくお願ひしますということになると、ちゃんとその方、解説する方をその時間のその場所に行つていただくということで考えています。

○委員長（門田直樹委員） 有吉委員。

○委員（有吉重幸委員） ということは、先ほど駐車場のことをご回答になっていましたけれども、バスとかというのも当然可能性はあるんですけれども、バスだったらどのくらいとまる感じですか。

- 委員長（門田直樹委員） 文化財課長。
- 文化財課長（城戸康利） 済みません、正確には何台というところまで計算を出しておりませんが、大型で今第2広場に上手に入れると、3台か4台は入るんじゃないかと思います。
- 委員長（門田直樹委員） よろしいですか。
- ほかにございませんか。
- 長谷川副委員長。
- 副委員長（長谷川公成委員） 開館時間、閉館時間、休館日を教えてください。
- 委員長（門田直樹委員） 文化財課長。
- 文化財課長（城戸康利） これも条例で先立ってごらんいただいたと思うんですけども、展示館と同じで9時から4時半だけ、済みません、資料を持ってきておらんで申しわけございませんが、済みません、今覚えておるところで、たしか9時から4時半だということしております、一緒の形で水城館も同じ時間になっております。それから、休館日も月曜ということと一緒にしております。
- 副委員長（長谷川公成委員） わかりました。
- 委員長（門田直樹委員） 神武委員。
- 委員（神武 綾委員） この水城館を利用される観光客の方になると思うんですけども、今駐車場で第2広場が三、四十台、バスでいくと三、四台ぐらいとめれるというのと、あと官道を整備したときに三、四十台ですか、大体アバウトな数字みたいですけども、年間を通して大体どのくらいの方に利用していただくというふうな目途とかはあるんでしょうか。
- 委員長（門田直樹委員） 文化財課長。
- 文化財課長（城戸康利） 何人の方というところまでは、あらかじめ予定して、キャパをこれくらい用意しなければならないというようなところからはスタートはしておりません。ですんで、10万人に来ていただくために、これを用意しましたということでは今のところありません。
- 委員長（門田直樹委員） よろしいですか。
- 委員（神武 綾委員） はい。
- 委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。
- 森田委員。
- 委員（森田正嗣委員） お尋ねいたします。
- こういう施設をおつくりになって、観光客の方がお見えになって、そこで説明をされるということですけども、あその水城のほうは、いわゆる回遊といいますかそういった形の設備をおつくりになって、そういうふうな形で観光客の方を誘導していくといいますか回していくという言い方は変かもしれませんが、見ていただくというそういうことも含んでのお話なんですか。
- 委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） おっしゃるとおりでございます。太宰府史跡が増えておりますけれども、西鉄の二日市駅の北側の旧操車場跡地は客館という形で確保を今しておるところなんですけれども、ここを南から電車の入り口にして、人がずっとすぐ政庁まで行くと15分、20分でいきますので、榎社の横の道を通って行っていただいて、それから左というか西のほうに行くと、水城のほうまで歴史の散歩道でつながったと。東のほうに行くと、戒壇院、観世音寺を通して、天満宮のほうへということで、今の構想は、全体のどこから入り口でもいいんですけども、まずは客館を一つ考えておる、それから天満宮から歴史の散歩道で水城。今度は水城ができますんで、水城から入っていただいて、ずっと今までは天満宮に行つてあつたんですけども、水城をひとつこういう整備をすることでここにとどまっていたとくというようにことを考えておるところです。

それから、水城そのものの回遊という問題がございまして、これは本当に随分前からご指摘いただいておりますので、御笠川と西鉄と国道3号と縦貫道、これをどうかして渡りたいということは基本計画、基本設計にも盛り込んでおるんですが、なかなか技術的な問題、それからお隣大野城市との調整、それからもちろん費用の問題というところで、すぐに実行できるというところまではまだ行っていない状況です。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

私から3点。

まず、1、2点は、これは要望ですが、この保存協会の事業を見ると、特に大宰府館の来館者というのは学校がほとんどなんです。千から万近くのかかりの人数が来ているということで、大いにこの水城館を活用して、そのためにはそういうふうな周知をして、対応もボランティアさんだけだったら心もとないような気も若干しますんで、考えていただきたいのと、駐車場です。今度の開館記念式典では、あそこの旧3号線、狭い、あそこのところにとめていいようなところですが、あそこは仮のものだと思う。いま言われた第2広場は、駐車場というよりも広場という位置づけと思うけれども、いつも申しますけれども、いわゆる不法という不当駐車といいますか、それが常時、たまにだったらともかく、トイレを使いたい方も当然おられると思うけれども、何か日常的にとめておるようなのが見えます。地元だと、またとめておるといのがおりますので、ぜひその辺はしっかり注意していただきたい。

3点目はこれを聞きたいんですが、ここは要するに利用対象ではないと、申し込みの。いわゆる排他占使用は認めないということでよろしいですか。

文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） 占有指定の使用ということは、ほかの広場と同じように認めないところで考えております。

○委員長（門田直樹委員） わかりました。

ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号について可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

したがって、議案第7号「水城館の指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成5名、反対0名 午前10時17分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第8号 太宰府市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について

○委員長(門田直樹委員) 日程第2、議案第8号「太宰府市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

文書情報課長。

○文書情報課長(百田繁俊) 議案第8号「太宰府市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について」補足説明をさせていただきます。

資料は議案書15ページ、条例改正新旧対照表1ページでございます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の改正に伴うものです。

まず、第1条の改正規定からご説明いたします。

第1条の改正は、番号法の改正に伴い、引用している番号法の条番号が1条繰り下がったことによるものです。

次に、第2条の改正規定をご説明いたします。

第2条は、平成27年9月30日に公布いたしました太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例のうち、施行日が到来していない部分について、新たに2点の改正を加えるものです。情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の情報連携について、番号法第19条第7号に定める法定の情報連携に加えて、新たに同条第8号として、条例で定める独自利用事務の情報連携が追加されました。また、番号法第26条として、条例が定める独自利用事務に関する特定個人情報の提供に関する規定が追加されました。これらの法改正に伴いまして、1点目

として、情報提供等記録の定義に番号法第26条における準用規定を追加するとともに、2点目として、改正後の個人情報保護条例第21条の2に規定する保有個人情報訂正の場合の通知先として、条例事務関係情報照会者と条例事務関係情報提供者を追加するものです。

最後に、附則の説明です。

条例の施行日は、第1条が番号法の一部改正法の施行日である平成29年5月30日です。また、第2条は、今回の改正対象である太宰府市個人情報保護条例の一部改正条例の施行日に先立って施行する必要がありますので、公布の日といたしております。

以上が本条例の改正内容でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 済みません。改正案のほうで、第23条それから第25条は、第23条が削除請求権、それで間違いない。

○委員長（門田直樹委員） 文書情報課長。

○文書情報課長（百田繁俊） 今お話しの方は、番号法のお話でございますか。

○委員長（門田直樹委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 私の資料が間違っていますか。太宰府市個人情報保護条例等新旧対照表。

○委員長（門田直樹委員） ページは。

○委員（森田正嗣委員） 1ページです。

○委員長（門田直樹委員） どこの部分ですか。

○委員（森田正嗣委員） 第1行の削除請求権というのが第23条で規定されておりますが、よろしいですか。

特定されましたですね、済みません。よろしいですか、お伺いして。

第23条は削除請求権、それから2、3とあって、第25条のほうで目的外利用等の中止請求権とございます。その法文書の文言の中に実施機関とございます。実施機関というのをずっと探ってみたんですけども、この実施機関というのは、いろいろ形で特定個人情報を収集されている方、利用されている方、それから提供されている方がいろいろいらっしゃるんですけども、どの部分を指して、このいわゆる実施機関に対して削除請求をすとか中止を求めるといふうに理解したらよろしいのか教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 文書情報課長。

○文書情報課長（百田繁俊） お話の実施機関についてご説明申し上げますと、ここで言う実施機関は、個人情報保護条例の第2条第1号に規定いたします実施機関を指してございます。ですから、市長部局、その他教育委員会部局、それぞれにおいて保有されておる個人情報がござい

ますので、その保有しておる機関に対して削除請求を求めるとか、あるいは目的外利用等中止請求を求めるといような趣旨でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

○委員（森田正嗣委員） はい。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 今回の第8号議案の条例改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴っている、いわゆるマイナンバーについての法改正になっておりますので、反対とさせていただきます。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○委員長（門田直樹委員） 多数挙手です。

よって、議案第8号「太宰府市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時23分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第9号 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（門田直樹委員） 日程第3、議案第9号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書は17ページ、18ページ、新旧対照表は3ページでございます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法でございますが、その法律の一部改正によりまして、条例内で同法から引用している条項に項ずれが生じることとなったため、これにあわせて改正するものでございます。

具体的には、本条例の第1条と第5条に法第19条第9号と規定している部分がございますが、この条項は、法改正によりまして第9号から第10号にずれましたことから、その旨法第19条第10号に置きかえるものでございます。なお、今回の改正によります条例上の効果等につきましては何ら変更はございません。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 議案第9号は、もともとのこの条例自体に日本共産党として反対しておりましたので、改正につきましても反対とさせていただきます。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○委員長（門田直樹委員） 多数挙手です。

よって、議案第9号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時26分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4と日程第5を一括上程

○委員長（門田直樹委員） お諮りします。

日程第4、議案第10号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第5、議案第11号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改

正する条例について」を一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

執行部の説明を求めます。

総務課長併選挙管理委員会書記長。

○総務課長併選挙管理委員会書記長(田中 縁) では、議案第10号と第11号を一括してご説明します。

今回の改正は、主に地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴うものです。

まず、議案第10号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

議案書は19ページ、新旧対照表は4ページからでございます。

まず、新旧対照表の4ページをお願いいたします。

主な改正点についてご説明いたします。

第8条の2につきましては、今回の法改正分ではありませんけれども、職員の育児や介護のための環境整備の一つとして、職員が請求すれば公務運営に支障のない範囲で早出や遅出の勤務ができるという規定を今回設けております。

次に、新旧対照表の5ページの下の方ですけれども、第15条でございます。

介護休暇の取得についてでございますが、今回の法改正によりまして、6カ月間を超えない期間で3回まで分割して取得できるようになりました。

次に、6ページ、第15条の2でございます。

こちらは、今回新たに設けられました介護時間休暇の規定になります。日常的な介護ニーズに対応するために、職員は3年の期間内で1日につき2時間以下、公務運営に支障がない範囲で介護時間休暇というものを取得できるようになります。

続きまして、次に議案第11号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は23ページ、新旧対照表は7ページからです。

まず、新旧対照表7ページの中ほどの第3条についてご説明いたします。

第3条は、法改正で今回特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子というのが法改正そのもので育児休業の対象児童として追加されましたが、これに加える形で条例に定めるものとして、養育里親である職員が実の親の反対等によって養子縁組ができない児童を委託されている場合、その場合でも育児休業をとることができるという改正になります。

次に、8ページの中ほどになります第4条についてですが、第4条は(2)のイです、これが今回追加したものになりますが、一度育児休業した後に再度申し出を行うことができる特別の

事情というのが今回第4条になりますが、その中で特別養子縁組が成立しなかった場合でも、家裁の審判などで係争中で結果的に特別養子縁組が成立しなかった場合などでも育児休業を再度申し出ることができるという条件を追加したものになります。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第10号について質疑はありませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 改正の第8条の2の早出、遅出勤務が可能になるというふうなことになってはいますが、実際に今職員の方でそういう状況にある方というのはいらっしゃるのでしょうか、人数を。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長併選挙管理委員会書記長。

○総務課長併選挙管理委員会書記長（田中 縁） 特に今のところ要望とか申し出とかがあつておるわけではありませんが、実態としては、例えば介護をしている親御さんを例えばデイサービスに送り出してから出勤してこられる方、そういう方は実際に今は休暇をとる形で出勤してあります。そこが出勤時間の調整によって、遅出ということが今回これを条件整備することによって可能になるということになります。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

○委員（神武 綾委員） はい。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 同じ改正法の第8条の2の中に、対象者として括弧書きで1、2というものが示してございますけれども、その2のほうに、この部分を説明していただきたいのですが、小学校義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部に就学しているこの職員であつてという形で規定されておりますが、なぜ義務教育の前期課程。そこが説明がわからないなと思いました。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長併選挙管理委員会書記長。

○総務課長併選挙管理委員会書記長（田中 縁） 多分これは学校教育法だと思いますが、義務教育学校の前期課程というのは、小中一貫学校の前期というのが小学校部分、後期が中学校部分です。要するに小学生を持つ親、そういう意味です。特別支援学校の小学部も同じことです。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

○委員（森田正嗣委員） はい。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 次に、議案第11号について質疑はありませんか。

徳永委員。

○委員(徳永洋介委員) 済みません、教えていただきたいんですが、養子縁組という別居であるとか特別養子縁組とかと書かれてあるんですけれども、具体的に頭に想像できないんですが、具体例で説明していただけたら。

○委員長(門田直樹委員) 総務課長併選挙管理委員会書記長。

○総務課長併選挙管理委員会書記長(田中 縁) 養子縁組と特別養子縁組というのは違うようでございまして、特別養子縁組というのは、いわゆる要保護児童です。例えば親の育児放棄とか虐待とかそういうことによって、実の親との民法上の関係を断ち切って、実子として育てることができるようにする養子縁組の仕方が特別養子縁組ということだそうです。

○委員長(門田直樹委員) よろしいですか。

○委員(徳永洋介委員) はい。

○委員長(門田直樹委員) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第10号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第10号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時34分)

○委員長(門田直樹委員) 次に、議案第11号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第11号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につい

て」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時35分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第12号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について

○委員長（門田直樹委員） 日程第6、議案第12号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（吉開恭一） 議案第12号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は26ページから34ページまで、条例改正新旧対照表は9ページから31ページまででございます。

今回の改正は、消費税率10%への引き上げ時期が平成31年10月まで延期されることとなり、消費税率引き上げと一体的に見直すこととされ、既に平成28年度税制改正で法制化されていた地方法人課税の偏在是正や車体課税の抜本的見直しなどが同様に延期されることとなりましたことに伴い、市税条例の一部を改正するもの及び関係法令等の改正に伴い、所要の修正などを行うものでございます。

改正の主な内容は、法人市民税法人税割の税率引き下げ実施時期の延期、軽自動車税における環境性能割の導入時期の延期及びグリーン化特例の延長、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長、特定非営利活動促進法の改正に伴う名称の変更などでございます。

次に、具体的な改正内容について新旧対照表のほうで説明をいたします。

9ページをお願いいたします。

第1条は、現在施行済みの市税条例に関する改正でございます。

第1条の規定中第36条の2の改正は、特定非営利活動促進法の改正により、寄附金控除対象法人の名称が変更されたことに伴う改正でございます。

10ページのほうをお願いいたします。

10ページの附則第7条の3の2の改正は、個人住民税における住宅ローン控除制度について、その対象となる家屋の居住年の期限が平成33年まで2年延長されたことに伴う改正でございます。

次に、10ページ中段からの第2条の改正でございます。

左側の改正前の規定が昨年6月の定例議会で議決され、現在未施行となっております市税条例でございます。このうち平成29年4月1日施行とされておりました法人市民税法人税割の引き下げ及び軽自動車税環境性能割の導入に関連する改正規定、10ページからずっとめくっていただきまして左側のほうですが、ずっとアンダーラインを引いておりますところが11ページ、

それから14ページの下段、それから15ページ、16ページ、17ページ、18ページ、それから19ページの中段まで、飛んで19ページの一番最後の行から20ページ、21ページの第1行目までになりますけれども、このアンダーラインを引いた部分を施行時期の延期に伴いまして削除をいたします。それから、改めて改正後の条例に第1条を設けまして、第1条の2として削除した規定と同様の規定を追加するものでございます。この部分については後ほど説明させていただきます。

21ページのほうをお願いいたします。

21ページ2行目から22ページにかけての附則第16条第1項から第4項までは、軽自動車税の重課及び軽課に関する規定でございますが、これも消費税引き上げと一体的に見直すこととされていまして、削除いたしまして、削除した内容のうち重課に関する規定は、改正後の第1条の2の規定に追加をいたしまして、軽課に関する規定は、平成27年度税制改正で導入されました軽自動車税のグリーン化特例に関する措置が1年延長されたことに伴いまして、21ページ右側のように改正を行うものでございます。

22ページをお願いいたします。

右側の下段のところでございますが、第1条の2が今回の改正で追加された規定でございます。22ページから29ページの前段まででございますが、先ほど削除いたしました施行時期が延期された内容をまとめたものでございます。

次に、新旧対照表29ページの附則の改正でございます。

施行期日の改正につきましては、附則第1条第1号の規定は平成29年4月1日、第3号の規定は平成31年10月1日に施行することと改正し、市民税に関する経過措置の改正につきましては、法人市民税の事業年度の取り扱いは、附則第2条の2に規定する取り扱いとすることと改正し、軽自動車税に関する経過措置につきましては、附則第2条の3及び附則第3条に規定する取り扱いとすることと改正するものでございます。

次に、条例の施行期日でございますが、こちらの議案書の34ページのほうをお願いいたします。

最後のところになりますが、附則にありますとおり、この条例は公布の日から直ちに施行されますが、第1条中第36条の2第1項ただし書きに関する改正規定は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律が施行される日から適用することとしております。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 議案第12号につきましては反対の立場です。

ちなみに、この条例を提案されたときにも反対の立場でありました。消費税増税は延期となりましたけれども、増税は中止の立場で日本共産党として立っておりますので、その点から平成31年度に開始されるこの条例については反対とさせていただきます。

○委員長（門田直樹委員） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○委員長（門田直樹委員） 多数挙手です。

よって、議案第12号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時42分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第13号 太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について

○委員長（門田直樹委員） 日程第7、議案第13号「太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

総務課長併選挙管理委員会書記長。

○総務課長併選挙管理委員会書記長（田中 縁） 議案第13号「太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

議案書は35ページ、36ページでございます。

今回の条例制定につきましては、市長の給与について、平成29年4月1日から任期中の平成31年4月29日までの間、月額を現行の91万9,000円から10%削減し、82万7,000円とする特例を設けるものでございます。

本会議2日目の質疑でも市長が回答されましたところでございますけれども、市長が公約として報酬の削減を掲げておられたこと、またただし公約で示された月額70万円については、平成27年6月議会での否決という経過も踏まえまして、熟慮の結果ということで今回10%削減の82万7,000円の提案となっております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 今回の決定については市長の意思ですか、いろいろ話されてということですか。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長併選挙管理委員会書記長。

○総務課長併選挙管理委員会書記長（田中 縁） 基本的には市長のご意思でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

○委員（徳永洋介委員） はい。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） では、私からいろいろ質疑をしたいんですけども、本人がいないのに聞いて、かわりにわしに聞けという方がおられたら手を挙げてください。いないですよ。

ただ、1点聞きたいのは、この前の質疑では、簡単に言うと熟慮であるとか察してくれとかそういうことばかり言って、具体的な答えはないんです。前と同じではまずいだろうと思ったなんていうのが僕は回答になるとは思わないし、それは一般質問を結局するようになって、所管で質疑ができないというルールがあるもので、そうさせていただきますが、この前の中で1点だけ、村山議員の質疑で折り返し地点なんていうのはおかしいんじゃないかと、出すんだったら毎年当初予算の前にも出すべきだということに関して、去年もやろうとしたんだけど、そこに云々至らなかった、いかにも周りが邪魔したように聞こえたんです、これはここで聞きたい。そういう事実がありますか。少なくともそういうのがあって、僕が邪魔と言ったのは今取り消します。邪魔じゃなくても、ご本人がそう動きよったけれども、やっぱりやめたのか、そうしたら本人に聞かにかんだけども、邪魔とかがありました、やっぱり。

総務課長併選挙管理委員会書記長。

○総務課長併選挙管理委員会書記長（田中 縁） 昨年も準備は一旦されたというふうに聞いております。ただし、最終的に議案の上程というところまで至らなかったという経過でございました。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 予算にもかかわってくるわけですが、当然のことながら。だから、単独と言いながらも、やっぱり職員に相談をされると思う。だから、そういうことが本当にあったのかどうかというのも疑わしいけれども、あとは一般質問でしまししょうか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

有吉委員。

○委員（有吉重幸委員） 今回の市長の給与でございますけれども、10%引きということで82万

7,000円ということをございまして、最初出されたのが70万円ですか、2年前です、出されたのが。これはどうですか、今回出した10%引きの意味がわからないというか、この10%引きがいかにも趣旨が違うような気がして納得ができないところがありますので、今回反対とさせていただきます。

○委員長（門田直樹委員） ほかに討論はございませんか。  
徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 前回の提案で僕は反対のほうに入れたんですけども、その理由は、副市長がまだ決まっていない状態ということで反対したんで、こっちの説明のほうにも書いてありますけれども、公約に基づきと書いてあるんです。公約を見てみると、やっぱり給与が20%減、退職金が1,800万円から500万円、もう実際選挙公約として具体的な金額が出されてあるので、市長もそうしたいんだろうから、4年間のトータル分を考えて改めて出してほしいと希望を持って、今回は反対とさせていただきます。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。  
長谷川副委員長。

○副委員長（長谷川公成委員） 反対の立場で討論します。  
公約には、徳永委員も言ったように20%というふうにきっちり明記されてあるわけです。10%というのは公約ではないと思います。よって、反対といたします。

○委員長（門田直樹委員） 賛成討論はございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 討論はございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。  
採決を行います。  
議案第13号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。  
（挙手なし）

○委員長（門田直樹委員） 賛成がおられませんので、よって議案第13号「太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について」は原案を否決すべきものと決定しました。  
〈否決 賛成0名、反対5名 午前10時48分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第14号 太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

○委員長（門田直樹委員） 日程第8、議案第14号「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」を議題とします。
執行部の説明を求めます。
経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） 議案第14号「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」 ご説明申し上げます。

議案書は37ページから42ページ、新旧対照表は32ページから38ページでございます。

この条例は、現在施行中の条例の中で4月から実施予定の機構改革に伴いまして、部課名の変更や所掌事務の再編等で条文改正の必要があるものにつきまして、一括して整理を行うためのものでございます。

新旧対照表に沿いましてご説明いたしますので、そちらのほうをごらんください。

まず、第1条についてでございます。

こちらは、太宰府市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例でございますが、同条例第3条第3項中にある上下水道部を都市整備部に改めるものでございます。

第2条は、太宰府市職員定数条例でございます。

同条例第1条の上下水道部を公営企業の事務部局という表現に改めるものでございます。

第3条でございますが、こちらは太宰府市予防接種健康被害調査委員会設置条例についてでございます。

こちらにつきましては、同条例第10条の地域健康部元気づくり課を健康福祉部元気づくり課に改めるものでございます。

第4条は、太宰府市都市計画税審議会条例でございます。

こちらにつきましては、同条例第6条中の市民福祉部税務課を市民生活部税務課に改めるものでございます。

次に、第5条の太宰府市水道料金等審議会条例についてでございます。

こちらにつきましては、同条例第7条にあります上下水道部上下水道課を都市整備部上下水道課に改めるものでございます。

第6条の太宰府市附属機関設置に関する条例についてでございます。

同条例別表中の附属機関名称の太宰府市総合体育館建設調査研究委員会につきましては、総合体育館が完成しましたことから廃止、また太宰府市文化振興審議会、太宰府市生涯学習推進審議会、太宰府市芸術作品顕彰委員会につきましては、文化、スポーツに関する事務を教育委員会に移しましたことから、これらの附属機関が属する執行機関につきましても、市長から教育委員会に改めるものでございます。

第7条の都市計画審議会条例についてですが、こちらにつきましては、同条例第9条中の建設経済部都市計画課とあるのを都市整備部都市計画課に改めるものでございます。

第8条につきましては、施設が持つ事務分掌の変更から、施設名称を太宰府市青少年相談センター条例から太宰府市教育支援センター条例に改めるものでございます。これまで同センターでは、適応指導教室や家庭児童相談等をしておりましたが、4月からは家庭児童相談等を子育て支援センターで実施するとともに、同センターは適応指導教室事業の内容をより強化してまいりたいと考えております。このため同条例の第1条では、適応指導教室の目的等を明確に

するとともに、第2条では、施設名称と施設の所在、第3条の事業内容は、改正前条例の適応指導教室の事業内容をそのまま記載をいたしております。

また、第4条では、相談センターを支援センターに改めることとしております。

次に、第9条のスポーツ推進審議会条例についてでございます。

こちらにつきましても附属機関条例のところで申し上げましたように、文化、スポーツの事務が教育委員会に移りましたことから、同条例の第2条、第3条、第5条、第9条中の市長とありますのを教育委員会に、また第8条中の地域健康部スポーツ課を教育部スポーツ課に改めるものでございます。

第10条は、太宰府市新型インフルエンザ等対策本部条例についてでございます。

同条例第6条第2項第2号地域健康部長を健康福祉部長に、第3号中の出納室を会計課に改めるものでございます。また、第3条第3項の地域健康部長につきましても、健康福祉部長に改めるものでございます。

最後に、第11条の太宰府市子育て支援センター条例についてでございます。

こちらにつきましては、青少年相談センターから家庭児童相談の業務を移すこととしておりますので、青少年相談センター条例にありました家庭児童相談室の業務を第3条第3号として記載をすることとしております。

以上、本条例によりまして、全部で11の条例を一括して改正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） お尋ねします。

対照表の35ページでございますが、旧法の第2条で施設、相談センターの役割として3つの役割を掲載されてございますけれども、これを新法ではいわゆる適応指導教室のほうに絞ったということで、また家庭児童につきましては、最後のほうにありますように、子育て支援センターに移したということですが、この間に残っておりますヤングテレホンというのはどういふふうになったのかなと思っております。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） 失礼いたしました、こちらの分は説明が不足しておりました。

このヤングテレホン相談につきましては、平成28年度本年度から、家庭児童相談と統合をいたしておまして、本年度予算につきましても、当初予算からこのヤングテレホン相談の相談員さんの費用というのは計上しておりませんでした。本来でしたら、本年度当初からこの分の条例改正は削除という形でしておいたほうがよかったんすけれども、この機に合わせて同時しております。一緒にしたというのはどういうことかと申し上げますと、相談件数が年々減っ

てきているという現状がございまして、事業のスクラップというのもございまして、一緒に担えるものは担っていこうということで、本年度からそういうふうにはいたしております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

○委員（森田正嗣委員） はい。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 済みません、議案第14号の38ページ、上下水道部を都市整備部に改めるというのは、上下水道部を都市整備部の上下水道課という形でいいんですか。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） 企業会計部局につきましては、先月の臨時議会でご承認いただきました事務分掌条例です、そちらの中で都市整備部の中に一緒にするということになりましたので、それに合わせたところでこちらの表記も変えております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

○委員（徳永洋介委員） はい。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 済みません、そもそものところで教えていただきたいんですけども、第6条の附属機関設置に関する条例のところできざまな附属機関があるんですけども、審議会と名のつくところと協議会と名のつくところがあると思うんですが、これの名称の違いを教えていただけますか。

○委員長（門田直樹委員） 対照表の33ページからです。

経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） 特に職務の内容と申しますかそういったものになりますので、特別区分けはしておりません。法令上の根拠があるものについてはその名称を使っております、ただそういったものがない附属機関条例だけで設立しているものにつきましては、その目的に応じて、審議会なのか委員会なのか、そういった名称をつけさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 何か識見が入ったりするのが審議会みたいで、学術的なところが、協議会というのは、例えば議員協議会みたいな感じで横並びでという感じはしますけれども。

よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第14号「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時58分)

○委員長(門田直樹委員) ここで11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○委員長(門田直樹委員) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第29号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について

○委員長(門田直樹委員) 日程第9、議案第29号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。また、補正の説明において関連として同時に説明したほうがわかりやすい補正項目については、あわせて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

2款2項1目総合企画推進費について説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長(山浦剛志) 細目990総合企画推進費の13節委託料からご説明を申し上げます。

昨年9月議会におきまして、ふるさと納税の返礼品制度を導入いたしまして、寄附金目標額を1,000万円とし、返礼品代を含むふるさと納税代行業への委託料を760万円とする予算をご承認いただいていたところでございます。

これに基づきまして、昨年12月19日から委託業者が運営する専用のホームページサイトにて

募集を始めましたところ、年末までに目標を超えます1,458万円のご寄附をいただきまして、さらに年が明けました先月1月も120万円、今月も120万円程度のご寄附をいただいております。このような状況から、3月末までの寄附額等を想定をいたしまして、委託料500万円を追加して補正計上させていただくものでございます。

なお、これに関連する歳入といたしまして、補正予算書8ページ、9ページをごらんください。

17款1項2目総務費寄附金ふるさと太宰府応援寄附1,200万円を計上させていただいております。

次に、済みません、ページを戻っていただきまして、25節積立金、細目990です、25節の歴史と文化の環境税整備事業基金積立金についてご説明いたします。

こちらにつきましては、本年度歴史と文化の環境税収入が8,450万円ほど見込まれますことから、歴史と文化の環境税整備事業基金積立金を1,450万円増額補正するものでございます。関連する予算といたしましては、11ページに戻っていただきまして、歴史と文化の環境税、1節現年課税分を1,450万円増額補正させていただきます。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

長谷川副委員長。

○副委員長（長谷川公成委員） ふるさと納税は、今いろいろなところで多少問題にもなっています、所沢市ではもうやめようみたいな話もあるんですが、歳入の寄附金のところを見て、大体補正前、補正後合計であるんですけども、2,317万5,000円。大体今年度平成28年度はこれぐらいのふるさと納税の額ですか。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） 申しわけございません、強気に予算案をつくるときに、初めてのものですから、どの程度入ってくるのか想像がつかなかったんですけども、1,000万円という当初の目標も12月末までに軽く超えてしまったものですから、多目にはなっているかなというふうには思っております。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

長谷川副委員長。

○副委員長（長谷川公成委員） あと済みません、わかればいいんですけども、歳入は大体収入はこれぐらいだなというのは予想がつくんですけども、支出の分です、それはわかりませんか。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） 支出の分ですけども、まずホームページを運営しております代行寄附金の受け付けをしていただく代行業者、そちらにつきましては、契約といたしまして寄附

金額の12%がまず基本的な手数料ということで取られるようになっております。それとあわせて、返礼品代とあと返礼品を送る運送屋さんの費用です、それが実費という形になっております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

○副委員長（長谷川公成委員） わかりました。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） お尋ねいたします。

歳入のほうで歴史と文化の環境税ですけれども、補正が1,150万円ということですが、これはいわゆる駐車場で取ってらっしゃるあれですね、ということはこの増加率というのは多いような気がするんですけれども、そういう感触というのはあるのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） 当初こちらの分につきましては7,000万円ほどで見込んでおったんですけれども、やはり車が入ってくる台数が増えてきているというような状況で、結果的には増えております。

歴史と文化の環境税につきましては、全て一旦この基金のほうに積み立てをいたしまして、そして翌年度の事業に何に使うかというのを内部の運営協議会、駐車場事業者の方々とか市民の方々が入ったところで一定もんでいただいて、予算化をするようにしておりますので、全て本年度入ってくる分につきましては、この基金のほうに積み立てるというふうになっております。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 済みません、ふるさと納税で、逆に地方がその分を支払うやないですか、何か東京が一番とかというふうに聞いたんですけれども、福岡が5番とか。太宰府市の場合はどうぐらい。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） ふるさと納税をいたしますと、太宰府市民が市外の市町村に寄附をいたしますと、本来市税として入ってくるはずの税収が控除ということになります。ですから、税収のほうは一方では減になるというふうなことです。その辺は今年に入って高市総務大臣の国会の発言等もありましたし、新聞等とかテレビ、マスコミ等でいろいろ報道がされているようなところです。

具体的に幾らというのは、まだはっきりした数字が平成28年度については今申告等で受け付けておりますので、はっきりしたものは申し上げられません。それで、昨年度の平成27年度ですけれども、平成27年中に寄附をされた分が平成28年度課税に反映をしていくというふうな

ふうな仕組みになっておりますので、それにつきましてはほぼ2,000万円ぐらいが市税から流れ出ていっているというのはそういうところでございます。毎年この額が増えてきておりますので、税務課といたしましても、非常にこれに関しては危惧しているところでございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか、よろしいですか。

○委員（徳永洋介委員） はい。

○委員長（門田直樹委員） それでは、次に12ページ、13ページをお開きください。

9款1項1目常備消防費及び同3目消防施設等整備費について説明をお願いします。

防災安全課長。

○防災安全課長（齋藤実貴男） 細目070常備消防費の消防組合負担金406万8,000円の減額補正についてご説明申し上げます。

主な減額理由につきましては、筑紫野太宰府消防組合の職員育児休業による職員給与の減、熊本地震による救助技術大会の中止による旅費の減、救急車両購入の入札減に伴うもので、当市の負担金の減額になります。

引き続き、細目070消防施設等整備費の消火栓新設負担金243万8,000円の増額補正についてご説明申し上げます。

この消火栓新設負担金は、消火栓の新規に設置する工事費及び関連工事費を水道企業へ負担するものです。今回補正による新設工事箇所は、通古賀六丁目芝原公民館付近になり、消火栓の空白地のため設置したものです。また、消火栓の水量を確保するため、周辺の水道管の口径を50mmから75mmに変更しています。

以上、説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で歳出の説明を終わります。

それでは次に、歳入の審査に入ります。

補正予算書8ページ、9ページをお開きください。

18款1項1目財政調整資金繰入金について説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） 18款1項1目6節の財政調整資金繰入金2,024万3,000円についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、本補正の調整財源といたしまして繰り入れるものでございます。これによりまして、今回の補正後の財政調整資金残高は、予算ベースでございますが、23億5,873万25円となります。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 以上で歳入の説明を終わります。

それでは次に、補正予算書の4ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正の審査に入ります。

市営住宅改修事業について説明を求めます。

管財課長。

○管財課長(寺崎嘉典) それでは、8款土木費、5項住宅費、市営住宅改修事業の繰越明許費補正3,934万8,000円についてご説明申し上げます。

これは、築年数34年を経過しました般若寺市営住宅の室内改修工事及び設計監理委託料の平成28年度予算を繰り越しさせていただくものです。

理由といたしましては、室内改修工事に伴い、入居者の方の一時的な引っ越しが必要になりますが、入居者との日程調整に当たり不測の日数を要し、工事完了が本年の4月にずれ込む可能性があるため、本件繰越明許費補正をお願いするものでございます。

説明は以上です。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 次に、防災行政情報通信ネットワーク整備事業について説明を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長(齋藤実貴男) 防災行政情報通信ネットワーク整備事業373万3,000円の繰り越しについてご説明申し上げます。

従来の福岡県防災行政情報通信ネットワークが15年以上を経過し、老朽化している設備の更新のため、県が主体となり平成27年度に実施設計を行い、本年度から3年間で再整備を進めています。しかし、県から本年度事業を平成29年度へ繰り越す旨の通知がありましたので、繰越明許費として計上しています。

なお、事業費につきましては、県と市が折半で、負担金として県へ支払うようになっています。

以上、説明を終わります。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 次に、中央公民館改修事業について説明を求めます。

文化学習課長併中央公民館担当課長併市民図書館担当課長。

○文化学習課長併中央公民館担当課長併市民図書館担当課長（木村幸代志） 中央公民館改修事業
7,250万円について説明させていただきます。

これは、平成28年度当初予算において計上させていただいておりました施設改修工事費
6,975万円及び関連費合わせて7,250万円を繰り越すこととして上げさせていただいており
ます。

理由としましては、実際の工事期間である平成29年5月から7月までの工事実施に向け、現
在業者のほうで舞台設備等の製作に取りかかっております。しかし、これら製作物は、それぞ
れそのホールに合わせて製作するという特殊品であり、仕様細部の決定及び工場生産等に時
間がかかっており、平成28年度中の部分払いが難しい状況であるため、本年度工事費支払い分
を全額繰り越しし、平成29年度工事完了後に全額一括支払いするようにするためのものです。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で第2表繰越明許費補正の説明を終わります。

次に、第3表債務負担行為補正の審査に入ります。

指定管理料（水城館）について説明を求めます。

文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） 指定管理料（水城館）についての説明をいたします。

これは、12月に補正で平成28年度から平成31年度の限度額として1,112万2,000円というところ
で上がっておったものですが、これは大変申しわけないんですけれども、平成28年度0円、
平成29年度から年間556万1,000円というところで予定しておったところが、2年分しか載って
ないということが後に判明しまして、大変申しわけないんですけれども、3年の指定管理を行
うために、平成31年度までで1年分556万1,000円を足させていただいて1,668万3,000円という
ことに補正をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

長谷川副委員長。

○副委員長（長谷川公成委員） これは何で2年分しか最初載ってなかったのか詳細にお願いしま
す。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） 済みません、これは財政とのやりとりの間で、正直申しますと、電算
でやっている間に抜けちゃっていたということに気づくのが遅れたということでございます。
大変済みません。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） この件につきましては、私どものほうのチェックミスというのものはございます。おわびして訂正させていただきます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

以上で第3表債務負担行為補正の説明、質疑を終わります。

それでは、当委員会所管分の補正全般について質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で本案に対する説明、質疑は終わりました。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第29号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。よって、議案第29号の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時30分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 意見書第1号 通級指導教室における教員の増員を求める意見書

○委員長（門田直樹委員） 日程第10、意見書第1号「通級指導教室における教員の増員を求める意見書」を議題とします。

提出者が委員として出席しておられますので、内容について補足説明があればお願いします。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 通級指導教室の教員数については、2017年度の今国の予算のほうでも教員定数改善計画という中で改善される見通しにはなっているようではございますけれども、どちらにいたしましても福岡県のこういう障がいを持っている子どもたち、またグレーゾーンでいる子どもたちに対しても教員の配置というのが、全国的に見ても少ない状況にありますので、今の太宰府の状況を伝えるためにも、この意見書を通していただきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） それでは、質疑はありませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 今太宰府市では1カ所だけですね。教育委員会、太宰府市の現状を教

えていただいているですか。

○委員長（門田直樹委員） 神武委員。

○委員（神武 綾委員） 平成28年度は、小学校が3校で、教室数としては、太宰府小学校が2つ、水城西小が3つ、太宰府西小が1つ。中学校が太宰府中学校に2つ配置されているという今状況です。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

○委員（徳永洋介委員） はい。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

それでは、意見書第1号について協議を行います。

ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで協議を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

したがって、意見書第1号「通級指導教室における教員の増員を求める意見書」については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時33分〉

○委員長（門田直樹委員） 以上で当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） これをもちまして総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時33分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成29年5月18日

総務文教常任委員会 委員長 門 田 直 樹